

# 商標権維持のための重要なお知らせ

## <更新手続きについて>

登録商標の商標権存続期間は登録日から10年間ですが、更新手続きをすることで、権利を永続的に維持することが可能です。商標権存続期間は、その満了日6ヵ月前から満了の日までに、更新手続きを行なうことで延長されます。

更新の際の登録料についても、分割納付（5年分）又は一括納付（10年分）のいずれかを選択して納付することができます。ただし、登録の際に、分割納付（前期5年分）を選択している場合は、分割納付（※後期5年分）が必要となります。

登録商標の更新の期限が近付いてまいりましたら、弊所よりご案内を差し上げます。

◎弊所では、登録商標の更新手続きを以下の費用で承ります。

	分割納付（5年分）	一括納付（10年分）
弊所の更新手数料	15,000円（税別）	20,000円（税別）
印紙代	区分数×22,800円	区分数×43,600円

※ 後期5年分・・・15,000円（弊所手数料）＋＜区分数×特許庁印紙代＞

## <各種変更がある場合について>

《商標権者名・住所・ご連絡先（電話番号・メールアドレス）・ご担当者》のいずれかに変更があった場合には、速やかに御一報ください。

商標権者名・住所の変更手続きをしないまま長期間経過すると、権利者が特定できなくなるなど、権利の有効性に影響が出る場合がございます。また、ご連絡先（電話番号・メールアドレス）・ご担当者の変更のお知らせをいただけない場合、弊所からの商標権更新手続きのご案内が届かない場合がございます。

現時点・近い将来で、上記事項に変更がある方は、電子メール又はFAXにて御一報下さい。

◎弊所では、表示変更手続き（特許庁の登録原簿に記載されている商標権者名・住所を変更する手続き）を以下の費用で承ります。

12,000円（弊所手数料）＋1,000円（印紙代）＝13,000円（税別）

## 弁理士法人みなとみらい特許事務所

〒220-6008 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーA 8F

TEL: 045-228-7531 FAX: 045-228-7532

E-mail: mm-patent@mmp-mail.com

<http://www.mm-patent.com>